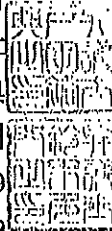


2024年6月26日

株式会社ナガホリ
代表取締役社長 長堀 慶太 殿
(FAX : 03-3832-8270)

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典
同 鈴木 多門
TEL : 03-6435-5689
FAX : 03-6435-5699



回答書

(「笹澤知夫氏に関する報道についての質問状」の件)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社からの2024年6月14日付「笹澤知夫氏に関する報道についての質問状」（以下、単に「質問状」といいます。）に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

1 ご回答

(1) 初めに、詐欺の疑いで逮捕された税理士の笹澤知夫氏（以下「笹澤氏」といいます。）が、当社が貴社株式の取得原資として借入を行った合同会社STAND UP GROUP（以下「STAND UP GROUP」といいます。）の社員の一人であることは事実です。当然ながら、当社としましても、笹澤氏に関して現在報道されている事実については露知らず、かかる逮捕の事実には驚きを禁じ得ません。

そもそも、当社がSTAND UP GROUPからの借入（以下「本件借入」といいます。）を受けることになったのは、元々、当社代表の尾端友成（以下、単に「尾端」といいます。）が、STAND UP GROUPのもう一人の社員である中山勇介氏（以下「中山氏」といいます。）とビジネス上の面識があったことがきっかけであり、同氏との協議を経て、融資が実行されました。なお、尾端自身は笹澤氏と面識はなく、本件借入についてはもちろん、同氏との間でビジネス上の話は一切しておりません。

したがって、当社ないし尾端といたしましては、基本的に、従前の貴社からの質問

事項に対してご回答申し上げている以上の内容をお答えすることは出来兼ねますことをご承知おきください。

- (2) その上で、貴社は、今回の質問状を送付された主たる理由として、「笹澤氏が詐取した金員の被害弁済等の必要に基づく資金回収のために、STAND UP GROUPを通じて貴社に貸し付けた資金の回収を図る等して、貴社による当社株式の保有状況等にも影響が生じ、当社株式に係る投資判断にも重要な影響を及ぼすのではないか」との懸念があることを挙げておられます。

しかしながら、そのようなご懸念は無用であります。と言いますのも、当社は、2022年6月の時点で既に本件借入を完済しており、なおかつ、それ以降STAND UP GROUPとの間で金員の借入を含め当社との間に取引関係は一切ございません。

したがって、貴社のご懸念されている事態が生じることはあり得ませんので何卒ご安心ください。

- (3) なお、貴社（代理人）に対しては、釈迦に説法ではございますが、借入金を取得資金として株券等を取得した場合において、後日、当該借入金を返済した場合であっても、飽くまで「取得した際の資金の性質を記載する必要があるので、返済しても借入金であることに変わりなく、返済しても変更報告書の提出は必要ない（金融庁大量保有 Q&A 問5 参照）」（黒沼悦郎・太田洋編著『論点体系 金融商品取引法1（第2版）』（第一法規・2022年）463頁〔石塚洋之〕）とされていることを念のため申し添えます。

- (4) 以上のとおりですので、貴社からの笹澤氏に関する質問については、既にご回答申し上げている以上の内容をお答えすることは出来兼ねる上、本件借入は完済されており、なおかつ、現在STAND UP GROUPと当社との間で金員の借入を含め取引関係は一切存在せず、貴社のご懸念は全くの無用のものであるため、回答の要を得ないものであります。

2 その他ご確認事項

最後に、貴社は、質問状の（1）項において、「2022年4月22日付け『回答書』にて、貴社の代表者と笹澤氏の間では、ビジネス上の面識がある旨については、ご回答頂いております」と記載されております。

しかしながら、当社において2022年4月22日付け「回答書」を確認したところ、そのような回答は見当たりませんでした。

つきましては、貴社におかれましては、記載の正確性につき、改めてご確認いただけますと幸いです。

草々